

那覇市ガイドヘルパー事業(通学支援)



那覇市ガイドヘルパー事業(通学支援)は、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童または医療的ケアが必要な児童で、保護者等の疾病等の理由により通学における送迎手段や付き添いが得られない場合の通学を支援するものです。

支援の内容

ガイドヘルパーが1名付き添うマンツーマンによる通学支援、または事業所の車両による車両移送型の支援があります。

対象

那覇市在住の次に掲げる児童で、保護者等が疾病、障がい、就労等の理由により通学の介助ができない場合に支援を行います。対象となる通学は、那覇市内の小学校、中学校、沖縄県内の特別支援学校、高等学校への通学です。

- (1) 重度の知的障害(療育手帳A1またはA2)および重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級の肢体不自由)が重複する児童
- (2) 医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為)が通学中において必要な児童

申請方法

通学支援を希望する利用者は、「ガイドヘルパー事業支給決定申請書」により那覇市障がい福祉課へ申請してください。また申請書の他にガイドヘルパー事業所が作成する那覇市ガイドヘルパー事業(通学支援)個別支援計画案の提出が必要です。

利用できる時間数

原則、1月あたり23時間です。

支給が決定すると

支給が決定しますと、「那覇市ガイドヘルパー事業支給決定(却下)通知書」で通知します。また、サービス等受給者証の③地域生活支援事業欄に通学支援の支給量等を記載しますので、併せてご確認ください。

利用者負担

通学支援をご利用になる場合、事業費の1割を利用者が負担します。ただし、生活保護受給世帯および市町村民税非課税世帯は、利用者負担はありません。

(例)事業費が2,000円であった場合、200円の利用者負担が発生します。

※公共交通機関を利用する場合の運賃は、ガイドヘルパーの運賃も含め利用者が負担します。また車両移送型の実費負担分につきましても、利用者が負担する必要があります。